

「生活保護の締め出しにつながる生活保護改定関連法案の見直し」と「生活保護基準の引き下げ中止」を求める意見書

5月31日、衆院厚生労働委員会において、生活保護制度において「申請時の書類提出の義務化」や「扶養義務者に対する福祉事務所の調査権限強化」などを内容とする関連法案が可決されました。しかしながら、これらの法案は、60年以上にわたり国民の最低生活を守り支える役割を果たしてきた生活保護の本来のあり方を、大本からゆがめ、掘り崩す重大な内容となっています。

これまでも、生活保護行政の現場では、「必要書類がそろっていない」ことを理由に申請を断念させるなど、保護を求めてきた人を単なる「相談者」として扱い、申請を断念させて追い返す「水際作戦」が横行してきました。

現行制度では、保護申請は口頭でも可能とされ、行政はそれに応じる義務を負っています。不当な門前払いが発覚すれば、違法行為として断罪され、行政も指導せざるを得ない仕組みになっています。今回の法改定は、この「水際作戦」を合法化するものとなり、保護抑制を促進し生存権を保障する憲法の理念にも反するものです。

さらに、扶養義務者にたいする福祉事務所の調査権限強化により、保護を望む人が「親兄弟に迷惑かけたくない」と申請をあきらめてしまう事態はますます広がりかねない状況です。

昨今、生活保護費の増大を背景に、一部の不正受給の事例を誇張しながら、生活保護全体に問題があるかのような誤った風潮が広がっています。日本の生活保護で早急に解決が迫られているのは、収入が最低生活費未満の人が生活保護を受けていないこと、つまりは捕捉率があまりに低いという問題です。日本の捕捉率は、ドイツの6割、イギリスの5～6割、フランスの9割と比較して、2割程度しかなく、生存権を保障するセイフティーネットが機能していないことが大きな問題点です。

こうした事態を受け、今年5月、国連社会権規約委員会から日本政府に出された「総括所見」では、「恥辱のために生活保護の申請が抑制されている」ことに「懸念」が表明され、「生活保護の申請を簡素化」し、「申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとる」こと、「生活保護につきまとう恥辱を解消する」手だてをとることが勧告されています。

また、安倍政権のもとで進められている生活保護基準の引き下げにより、生活費にあたる生活扶助基準が3年間で670億円削減されるとともに、2013年度の期末一時扶助70億円が削減されようとしています。

言うまでもなく生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であり、我が国における生存権保障の水準を決する極めて重要な基準です。保護基

準の引き下げは、生存権を保障する立場である国の責任を後退させるものであり、さらなる貧困の拡大を招くものです。

加えて、生活保護基準は、国や地方自治体の様々な制度の適用対象の基準となっており、多くの住民サービスに連動します。熊本市においても、就学援助、個人住民税の非課税限度額の算定、保育料や医療・介護の保険料の減免制度など約 60 の施策に影響し、多くの市民サービスの切り下げにつながります。

また、生活保護基準を下回らないことが法律で明記されている最低賃金についても、保護基準引き下げによってさらなる賃金低下が誘発され、消費不況をさらに深刻化させることが懸念されています。

現在、長引く不況のもとで生活保護受給世帯が増加していますが、その大きな要因は、リストラや賃下げなど雇用環境の悪化、低水準の年金制度による低年金・無年金者の増大、病気などによる経済苦です。これらの解決のためには、生活保護基準の引き下げではなく、雇用環境の改善とともに所得の引き上げを図ること、低年金制度の改善など根本的な問題を抜本的に解決することが求められます。

以上の理由から、政府においては、以下の点を要望するものです。

1. 生活保護の締め出しにつながる関連法案を見直し、申請の簡素化など国連勧告に基づいた措置をとること。
2. 生活保護基準の引き下げを行わないこと。
3. 生活保護の老齢加算を復活させること。
4. 生活保護費の国庫負担を、現行の 75%から全額国庫負担とすること。